財務総合政策研究所における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 27 年 10 月 5 日

財務総合政策研究所の研究者及び事務職員(以下「研究者等」という。)は、公的研究費を使用する上で、以下の行動規範を遵守しなければならない。

- 1 研究者等は、公的研究費が財務総合政策研究所の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び財務総合政策研究 所が定める規則等を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を 行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然 に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信 を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知 識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。